

著作権法改正に関する要望事項

(文部科学省)

要望事項	図書館での利用に係る権利制限の見直し
要望の趣旨	図書館等に設置された「インターネット端末」から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに「プリントアウト」できるようにすること
改正条項	著作権法第31条
改正内容	著作物を複製できる対象を、現行の図書館資料のほかに、インターネット上の著作物を追加する。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在 教育の情報化への対応は、今般改正のあった学校教育だけでなく、社会教育においても重要。特に図書館については、地域の情報拠点化を推進するため、文部科学省より「2005年の図書館像」を示しているところ。このため、インターネット上の資料についても無許諾で複製(プリントアウト)できるようになることは、既存の紙媒体だけでなく、インターネット上の資料も併せて活用するハイブリッド図書館の実現においては、必要不可欠である。</p> <p>(2) 法改正の必要性 著作権分科会報告では、図書館と他の公共施設を同様に扱い、「意思表示システム等により対応することが適当である」とされているところである。 しかし、「意思表示システム」は、あくまでも著作者の任意により意思表示を行うものであるため、法律や規則等に基づいて行うものより、一般的に普及しにくいこと、インターネット上の著作者は多種多様であり、取りまとめるべき権利者団体も存在しないことから、当事者間協議も難しいことから、「意思表示システム」による対応は適当ではないと考える。 また、図書館については、一般公衆の利用に供するという点において、特に公共的機能が高いことに着目し、他の公共施設と異なり、著作権法第31条によってその複製権の例外事項が規定されているところである。 以上の点をかんがみると、インターネット上の著作物については、「意思表示システム等」による対応ではなく、複製権の例外事項として法律により規定すべきである。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	(社)日本図書館協会が図書館における要望として、挙げているところである。文部科学省の要望は、今回が初めて行うもの。
その他(関係団体の名称等)	(社)日本図書館協会
担当者氏名・役職 連絡先	文部科学省生涯学習政策局社会教育課 図書館振興係長 鈴木 忍 内線(2970)

著作権法改正に関する要望事項

(文部科学省)

要望事項	図書館での利用に係る権利制限の見直し
要望の趣旨	「再生手段」の入手が困難である図書館資料を、保存のため、例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
改正条項	著作権法第31条2号
改正内容	「再生手段」の入手が困難である図書館資料を追加し、媒体変換(複製)をできるようにする。
改正を必要とする理由	(1) 問題の所在 文化審議会著作権分科会報告のとおり (2) 法改正の必要性 審議会報告で、法改正を行う方向とすべき事項に挙げられているが、今回の法改正では見送りとなっており、早急の法律改正を求めるもの。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	(社)日本図書館協会が図書館における要望として、挙げているところである。文部科学省の要望は、今回が初めて行うもの。
その他(関係団体の名称等)	(社)日本図書館協会
担当者氏名・役職 連絡先	文部科学省生涯学習政策局社会教育課 図書館振興係長 鈴木 忍 内線(2970)